規則第三十二号様式

公　示　送　達　書

令和8年10月30日

千葉県佐倉県税事務所長　　印

地方税法第２０条の２第１項の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達します。なお、これらの書類は県税事務所長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

氏名又は名称	書　類　名	備　　考
RISHI INTERNATIONAL 合同会社	差押解除通知書	所在不明のため

この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに、上記の書類の送達があったものとみなされます。